

【記載例】

様式第 1 号（第 4 条関係）

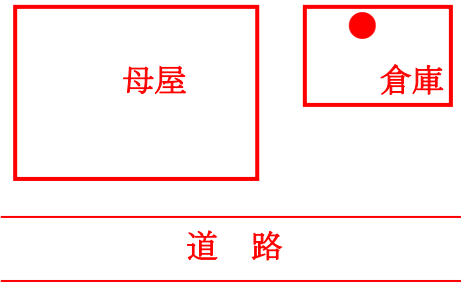
令和 8 年 6 月 1 日

蜂駆除申請書

浪江町長

浪江町内における蜂駆除事業実施要綱第 4 条の規定より、以下のとおり蜂駆除の申請をします。

申請者	氏名	浪江 一郎
	現在の居住住所	二本松市北トロミ 5 7 3
	電話番号	0 9 0 - 0 2 4 3 - △△△△

蜂の巣 の位置	住所	浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
	位置図 ※巣の位置に 「●」を付けて ください	
駆除実 施箇所 の所有 者・管理 者等	住所	福島市五郎内町 3 - 1
	氏名	浪江 太郎
	電話番号	0 9 0 - 5 2 1 0 - △△△△
	申請者との関係	父
同意	敷地への立入・蜂の巣を駆除することについての同意します <input checked="" type="checkbox"/> 同意される方はチェック <input checked="" type="checkbox"/> 願います。同意が無い場合は駆除することができません。	
備考		

実施希望日	9 月 1 5 日（立会い不要の場合は記入しなくてよい）
-------	------------------------------

◆記載上の注意、申請に関すること

○必須事項

- ・氏名
- ・連絡先（電話番号）
- ・蜂の巣がある住所
- ・可能な場合には写真又は図面（簡単な概略で結構です）
- ・駆除の同意チェック（次項参照）

○「駆除の同意チェック」について

「駆除の同意」とは主として、駆除業者が下見や駆除の際に敷地内に立ち入ることや、巣が建物内にある場合に現場立会いをお願いすること、また、状況によっては、駆除できない場合もあることを承諾していただくことについて、事前に同意の確認を得るものです。

○駆除までの期間

町では申請書を受付してから業者へ駆除の委託をします。申請書のおおよそ2週間程度かかりますのでご了承ください。駆除が完了しましたら、担当課よりご連絡いたします。

○その他

蜂の巣駆除は、必ずしも駆除を強要するものではありません。申請者の駆除の意思によって受付します。駆除申請の意思がなければ受付はしませんし、駆除も行いません。（例えば、隣近所の家にある蜂の巣の駆除を申請することはできませんし、他人から駆除の要請があった場合でも申請する必要はありません。）

巣の場所が特定できない場合は受付できない場合があります。（蜂が飛んでいるというだけで巣が見つからない場合など）

巣を駆除することによって建造物を損傷する恐れがある場合や、駆除作業にあたり作業員に危険が及ぶような場合、駆除を中止する場合があります。

○申請に関してご不明な点などございましたら、下記担当までお気軽にお尋ねください。

蜂の巣駆除事務担当：浪江町役場住民課生活環境係

TEL：0240-34-0228（直通）

FAX：0240-34-2137